

受 理 番 号	陳情第 6 号	受 理 年 月 日	平成 2 7 年 3 月 1 2 日
件 名	労働者保護ルールの改悪に反対する意見書の提出を求める陳情		
陳 情 者	北薩ブロック平和運動センター 議長 瀬戸 ちえみ		
要 旨			
<p>政府は成長戦略の名の下、労働者保護ルールの改悪を打ち出している。これは、派遣労働の大幅な拡大、労働時間や解雇の規制緩和、職業紹介事業の民間開放など、どれも労働者の生活を脅かす内容となっている。</p> <p>労働者派遣法改正案は、臨時的・一時的な業務に限定し常用雇用の代替をしなければならないという派遣労働の大原則を取り払い、派遣期間上限3年を外して無期限に派遣労働者を使い続けられるようにするものである。増え続ける派遣労働者の正社員への道を閉ざし、不安定雇用のまま「生涯ハケン」を押し付けることになりかねない。</p> <p>労働基準法改正案の一番の問題点は、労働時間、休日・深夜の割増し賃金の規定等を適用除外とする新制度（特定高度専門業務・成果型労働制）の創設である。労働時間制度は、労働者を守る最低限のルールであり、既に、労働時間を自分の裁量で管理できる立場にある上級管理職や研究者については裁量労働制が導入されている。長時間過密労働がまん延し、過労死・過労自殺が後を絶たない現状において、更にこれらを助長しかねない労働時間規制を適用除外する新制度や裁量労働制の拡大は認めることができない。</p> <p>労働者派遣法改正案は国会で二度も廃案になった。また、今回の労働時間規制を適用除外する新制度は、「残業代ゼロ法案」、「過労死促進法案」との批判にさらされ、法案提出ができなかった「ホワイトカラー・エグゼンプション」と同じものである。</p> <p>よって、次の事項の実現について、地方自治法第99条の規定に基づき国の関係機関へ意見書を提出されるよう陳情する。</p>			
記			
<p>1 労働者派遣法改正案を提出しない（撤回する）こと。欧州連合（EU）型の均等待遇原則を参考に、派遣労働者と正規労働者の間の均等待遇の確保を推進すること。</p> <p>2 労働基準法改正案を提出しない（撤回する）こと。労働時間（時間外労働）の上限規制や勤務間インターバル規制（24時間につき最低連続11時間の休息時間を確保する規制）等を導入して、長時間労働を抑制し不払い残業を根絶すること。</p>			